介護保険ガイドブック

令和6年度
改正
ポイント付！

平　塚　市

令和6年度
介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

●令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました

●介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月から）

介護報酬の改定に伴い、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導については、6月からの改定になります。

●福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売での利用となり、同一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。

購入を選択できる対象の福祉用具は次の通りです。

◉固定用スロープ　◉歩行器（歩行車を除く）　◉単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて、十分説明し、選択に当たって必要な情報の提案および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

●介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました

高齢者よろず相談センターだけでなく、市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、引き続き高齢者よろず相談センターに依頼します。

令和6年8月から

●施設サービス利用時の居住費等の基準となる金額が変わります

光熱水費の高騰などにより、施設を利用した際の居住費（短期入所サービスは滞在費）の基準となる金額が変わります。

もくじ

介護保険のしくみ

介護保険について …… 2

介護保険料

65歳以上の人の介護保険料 …… 4

サービスの利用のしかた

サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です …… 8

ケアプランの作成 …… 10

サービスの利用者負担 …… 12

利用できるサービス

サービスについて …… 15

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように …… 25

地域支援事業

健康長寿チャレンジひらつか（介護予防・日常生活支援総合事業） …… 26

● 平塚市の高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）マップ …… 28

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険について

介護保険制度は平塚市が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

40歳以上のみなさん（被保険者）

必要な介護サービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護（支援）認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担分）を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

（介護や支援が必要になった原因は問われません）

40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

（交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

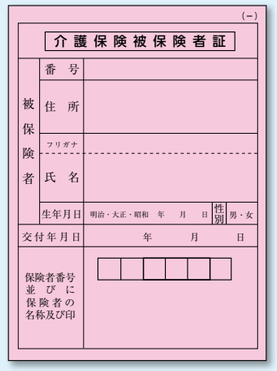

介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

こんなときに使います

要介護（支援）認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。

ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を平塚市に届け出るとき。

サービスの利用
サービスを利用するとき。

保険料の納付 P4～7へ

要介護（支援）認定の申請

要介護（支援）認定、保険証の交付

負担割合証の交付

相談など

支援

連携

連携

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

サービスの提供

利用料（利用者負担分）の支払い

平塚市（保険者）

介護保険制度は、みなさんが住んでいる平塚市が運営しています。

- 制度を運営します
- 要介護（支援）認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します

高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。 P25へ

- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

事業者の指定は6年ごとの更新制です。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します

65歳以上の人の介護保険料

市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

基準額（年額） ＝ （平塚市で介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分（23%））÷ 平塚市の65歳以上の人数

介護保険の財源（令和6～8年度）

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

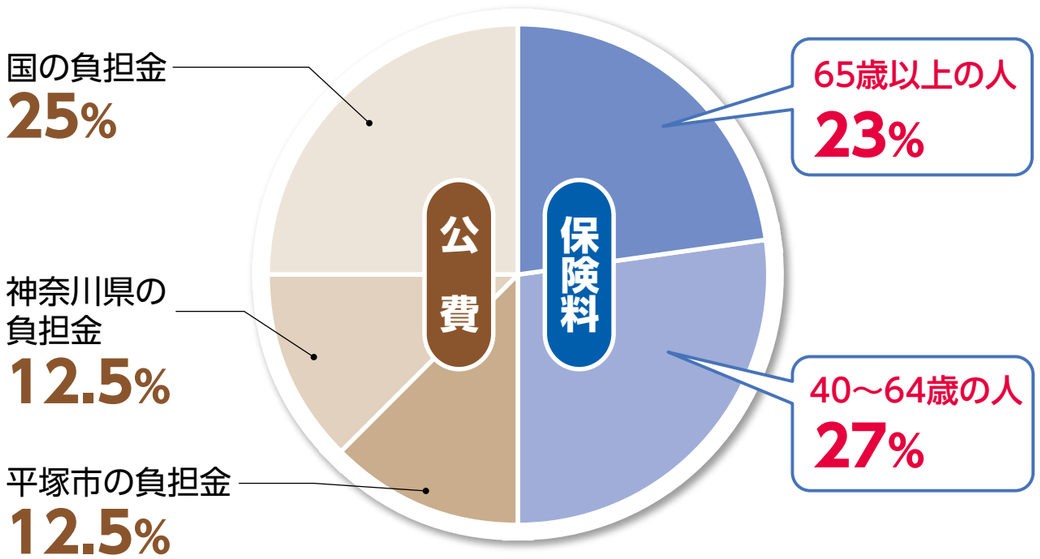

●令和6年度から令和8年度

所得段階（所得段階区分）	対　象　者	年間保険料額
第1段階	●生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万円以下の方	19,960円（基準額×0.285）
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	25,562円（基準額×0.365）
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記第1段階、第2段階以外の方	47,972円（基準額×0.685）
第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が80万円以下の方	63,029円（基準額×0.90）
第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、上記第4段階以外の方	70,032円（基準額）
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の方	80,537円（基準額×1.15）
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	84,039円（基準額×1.20）
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	91,042円（基準額×1.30）
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上180万円未満の方	98,045円（基準額×1.40）
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が180万円以上210万円未満の方	105,048円（基準額×1.50）
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	119,055円（基準額×1.70）
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	126,058円（基準額×1.80）
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	147,068円（基準額×2.10）
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	161,074円（基準額×2.30）
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	175,080円（基準額×2.50）
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	189,087円（基準額×2.70）
第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	196,090円（基準額×2.80）

世帯

4月1日現在での住民票上の世帯です。ただし、年度途中で転入された場合や65歳になった場合は、その時点での世帯です。

合計所得金額

上記、「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額から①長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。さらに、②第1～5段階で税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除（※1）の額を加えて得た額から10万円を控除した額（※2）によるものとします。

（※1）租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。

（※2）0円を下回る場合は、0円とする。

課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

年金が年額18万円以上の人（月額1万5,000円以上）　年金から天引きされます（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金天引きの対象となりません。

●特別徴収は、仮徴収期間（4月・6月・8月）と本徴収期間（10月・12月・2月）とで、年間保険料額の半分ずつを徴収する仕組みになっています。前年度と年間保険料額が変更となった場合は8月の年金天引きで調整します。

前年度	本年度					
	仮徴収			本徴収		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度2月と同額を天引き　　年間保険料額の半分を均等に天引き

4月・6月・8月で年間保険料額の半分となるように調整した額を天引き

■次のような場合には一時的に口座振替か納付書で納めることがあります。

- ●65歳になったとき
- ●年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- ●他の市区町村から転入したとき
- ●年金が一時差し止めになったとき　など

※いずれの場合も特別徴収の条件に該当すると、自動的に年金天引きが開始されます。その際には、文書でお知らせいたします。

年金が年額18万円未満の人（月額1万5,000円未満）　口座振替、納付書で納付（普通徴収）

平塚市から送付される納付書で、期日までに指定金融機関やコンビニエンスストアなどを通じて納めます。

納め忘れのない確実な **口座振替が便利です**

- ●保険料の納付書
- ●預（貯）金通帳
- ●通帳の届け出印

★これらを持って平塚市指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落しができなかった場合などは、納付書で納めることになります。口座振替の手続きには申し込みから1～2か月ほどかかります。

●キャッシュカードでの申し込みが可能です。

持　物　キャッシュカード　手続方法　市役所窓口

口座振替開始まで1か月程度

①平塚市役所介護保険課（1階117番窓口）にて、口座振替依頼書に必要事項を記入する。
②振替希望口座のキャッシュカードを専用端末に読み込ませ、暗証番号を入力する。

▶ その場で登録できるので、こちらの方法がおすすめです。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例
- 10月1日生まれ ➡ 9月分から
- 10月2日生まれ ➡ 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として口座振替か納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉

65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、口座振替か納付書で納めます。

保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。災害その他の特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合には、申請に基づき介護保険料額が軽減される場合がありますので、平塚市介護保険課保険料担当にご相談ください。

●1年以上滞納すると（納期限から1年経過）	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
●1年6か月以上滞納すると（納期限から1年6か月経過）	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
●2年以上滞納すると（納期限から2年経過）	サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。 ※利用者負担の割合が3割（P12参照）の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の人（医療保険加入者）の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です

1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、平塚市介護保険課に認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター)、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、かかりつけ医の情報などを記入します）
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（第2号被保険者の場合）

※原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類なども必要です。

居宅介護支援事業者とは

市区町村などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。申請を代行できる事業者は、厚生労働省令で定められています。

2 認定調査が行われます

認定調査

介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます)。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因となった病気やけが、治療内容、心身の状態などについての記載を受けます。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピューター判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

●コンピュータ判定の結果（一次判定の結果）

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

●特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

●主治医意見書

主治医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

平塚市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分が決められます。

4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、要介護・要支援の認定者には利用者負担の割合（P12参照）が記載された「介護保険負担割合証」も交付されます。

要介護 1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P10へ

要支援 1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと市区町村が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P10へ

非該当

要介護や要支援に該当しない人です。介護サービスや介護予防サービスは利用できませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者)。

また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P10へ

●交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険の認定を申請する際や介護保険のサービスを利用する予定がある際は、申請や利用ができないことがございますので、事前に平塚市役所介護保険課にご連絡ください。

なお、示談をする前にも必ずご連絡をお願いいたします。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間)。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

こんなときは？ 申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護（予防）サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護（予防）サービスを利用することができます。その場合、居宅介護支援事業者等に相談して暫定的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

また、認定の結果、非該当となった場合や暫定ケアプラン作成時の想定よりも低い要介護状態区分となってしまった場合には、介護サービス利用料の全部または一部を全額自己負担で支払う必要があるため、ケアマネジャーによく相談のうえ、ご利用ください。

認定調査を受けるときは…

体調のよいとき（通常時）に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

いつも介護をしている家族などに同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくと安心です。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の人は、要支援1・2の人のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。
※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。
※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

居宅介護支援事業者

介護支援専門員（ケアマネジャー）が在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

ケアマネジャー　介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に施設を紹介します

高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

- **総合的な相談・支援** …… 困りごとを何でもご相談ください
- **介護予防ケアマネジメント** … 自立した生活を支援します
- **虐待防止などの権利擁護** …… みなさんの権利を守ります
- **ケアマネジャーへの支援** …… さまざまな方面から支えます
- **認知症総合相談** …… 認知症に関する相談

▶詳しくはP25へ

要介護1～5の人

在宅サービスを利用

ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者を決め、平塚市介護保険課に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

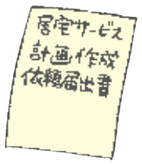

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが利用者や家族と話し合って課題を分析し、ケアプランの原案を作成します。その後、ケアマネジャーを中心に、利用者や家族、サービス事業者などが話し合います（サービス担当者会議）。

話し合いをもとに原案を調整し、サービスの種類や利用回数などを盛り込んだケアプランを作ります。

サービス事業者と契約

施設に入所して利用

サービス事業者と契約

入所を希望する施設サービス事業者に直接申し込んで、契約します。

施設サービス事業者

施設のケアマネジャーが利用者や家族と話し合って課題を分析し、ケアプランの原案を作成します。
その後、ケアマネジャーを中心に、利用者や家族、サービス事業者などが話し合います（サービス担当者会議）。

話し合いをもとに原案を調整し、サービスの種類や利用回数などを盛り込んだケアプランを作ります。

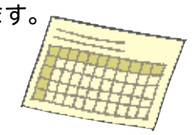

サービス事業者と契約

在宅サービスを利用
（地域密着型サービスも含む）

施設サービスを利用
（地域密着型サービスも含む）

要支援1・2の人

令和6年4月から
要支援1・2の人は、平塚市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できます。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、高齢者よろず相談センターに依頼します。

高齢者よろず相談センター　（地域包括支援センター）

介護予防ケアプランの作成を依頼する高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）を確認し、平塚市地域包括ケア推進課に「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

サービス担当者が利用者や家族と話し合って課題を分析します（アセスメント）。

介護予防ケアプランの原案が作成されます。その後、その原案をもとにサービス担当者会議が行われ、介護予防ケアプランが作成されます。

サービス事業者と契約

介護予防サービスを利用
（地域密着型介護予防サービスも含む）

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業は組み合わせて利用できます。

非該当の人

基本チェックリスト

生活機能の低下がみられた（事業対象者）

介護予防ケアマネジメントを依頼する高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）を確認し、平塚市地域包括ケア推進課に「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出します。

サービス担当者が利用者や家族と話し合って課題を分析します（アセスメント）。

必要に応じてケアプラン原案の作成、サービス担当者会議が行われてケアプランが作成されます。

利用するサービスによって契約

介護予防・生活支援サービス事業を利用

生活機能の低下がみられなかった

平塚市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の「一般介護予　防事業」が利用できます。
※ケアプランの作成はありません。

P26、27へ

※基本チェックリストは、高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）や平塚市地域包括ケア推進課の窓口で本人　（原則）が申請し、実施します。

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。
負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください。

■利用者負担の割合

3割	**❶❷の両方に該当する人** ❶本人の合計所得金額※が220万円以上 ❷同じ世帯にいる65歳以上の人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が ・単身世帯＝340万円以上 ・2人以上世帯＝463万円以上
2割	**上記「3割」の対象とならない人で❶❷の両方に該当する人** ❶本人の合計所得金額※が160万円以上 ❷同じ世帯にいる65歳以上の人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が ・単身世帯＝280万円以上 ・2人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の人 ・第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※合計所得金額：税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。なお、❶❶の場合、税法上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額及び公的年金等所得の合計額から10万円を控除して得た額（※2）によるものとします。
❷❷の場合、税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除（※1）の額を加えて得た額から10万円を控除した額（※2）によるものとします。
（※1）租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。
（※2）0円を下回る場合は、0円とする

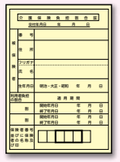

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。
※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP12参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。

■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得 690万円以上	140,100円
●課税所得 380万円以上	93,000円
●課税所得 145万円以上	44,400円
●一　般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※合計所得金額：税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除（※1）の額を加えて得た額から10万円を控除した額（※2）によるものとします。
（※1）租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。
（※2）0円を下回る場合は、0円とする

■支給対象となる可能性のある人には「高額介護サービス費等支給申請書」を送付しますので平塚市に提出してください。
提出後に再び高額介護サービス費の支給対象となった場合、申請書に記入した口座へ自動的に振り込まれます。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一　般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割、2割、または3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

サービス費用
サービス費用の1割、2割、または3割

＋

居住費等
全　額
基準費用額
があります

＋

食　費
全　額
基準費用額
があります

＋

日常生活費
全　額
内容については、各施設にお問い合わせください

基準費用額　居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額〈1日につき〉　令和6年8月から　居住費等の金額が変わりました。【　】内は令和7年8月からの金額です。

居住費等				食　費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円) 【一部室料徴収有697円】	1,445円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（　）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額〈1日につき〉　令和6年8月から　居住費等の金額が変わりました。

利用者負担段階		居住費等				食　費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（　）内の金額になります。

※合計所得金額：税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除（※1）の額を加えて得た額から10万円を控除した額（※2）によるものとします。
（※1）租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。
（※2）0円を下回る場合は、0円とする

上の表に当てはまっていても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

❶住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
❷住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、
・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合　・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
・第2段階：預貯金などが単身　650万円、夫婦1,650万円を超える場合　・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

●第2号被保険者（40～64歳の方）の資産要件については、預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

申請が必要です　低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、平塚市介護保険課に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。

サービスについて

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割、2割、または3割（くわしくはP12）です。

●掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。また、サービスによっては食費・居住費等・日常生活費が必要な場合があります。

令和6年4月から　サービス費用のめやすが変わりました。

在宅サービス

※他市区町村の在宅サービスも利用できます。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護 1～5 の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護中心（30分以上1時間未満の場合） ▶5,000円
生活援助中心（45分以上の場合） ▶3,000円
通院のための乗車または降車の介助 ▶2,000円

※移送にかかる費用は別途自己負担

要支援 1・2 の人　※くわしくはP27へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

「訪問型サービス」として、市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。

訪問入浴介護

要介護 1～5 の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

14,000円

要支援 1・2 の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

10,000円

訪問リハビリテーション

要介護 1～5 の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

4,000円

要支援 1・2 の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■サービス費用のめやす（1回につき）

4,000円

訪問看護

要介護 1～5 の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合（30分未満の場合）▶6,000円
病院または診療所からの場合（30分未満の場合）▶5,000円

要支援 1・2 の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合（30分未満の場合）▶5,000円
病院または診療所からの場合（30分未満の場合）▶5,000円

居宅療養管理指導

要介護 1～5 の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす

医師が行う場合（1か月に2回まで）▶6,000円

※単一建物居住者1人に対して行う場合

要支援 1・2 の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす

医師が行う場合（1か月に2回まで）▶6,000円

※単一建物居住者1人に対して行う場合

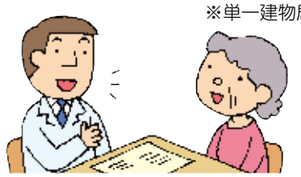

●施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）

要介護 1～5 の人

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1～5▶7,000円～12,000円

要支援 1・2 の人 ※くわしくはP27へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

「通所型サービス」として、市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。

通所リハビリテーション（デイケア）

要介護 1～5 の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1～5▶9,000円～15,000円

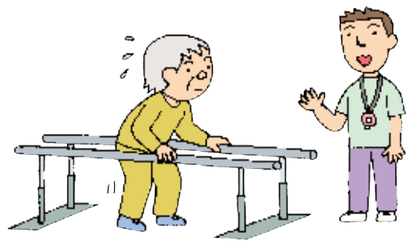

要支援 1・2 の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスが受けられます。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

【共通的サービス】※送迎、入浴を含む

要支援1▶1か月24,000円
要支援2▶1か月45,000円

【選択的サービス】

栄養改善▶1か月3,000円
口腔機能向上▶1か月2,000円

選択的サービスを利用できます　介護予防通所リハビリテーションでは以下の選択的サービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

●施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護 1～5 の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援 1・2 の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

併設型・多床室の場合

要支援1～要介護5▶5,000円～10,000円

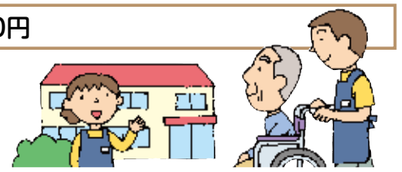

短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護 1～5 の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

要支援 1・2 の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

多床室の場合

要支援1～要介護5▶7,000円～11,000円

●在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

要介護 1～5 の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

要支援 1・2 の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

要支援1～要介護5▶2,000円～9,000円

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

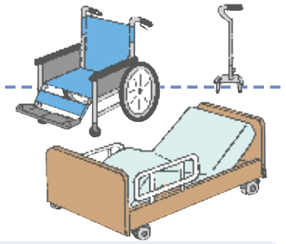

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援 1・2 の人 介護予防福祉用具貸与

要介護 1～5 の人 福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援 1・2 / 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●　利用できます

▲　尿のみを吸引するものは利用できます

×　原則として利用できません

- ●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- ●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

令和6年4月から ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割、または3割※を負担します。

※P12を参照ください。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売 申請が必要です

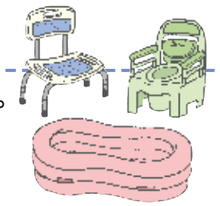

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援 1・2 の人 特定介護予防福祉用具販売

要介護 1～5 の人 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具

- ●腰掛便座
- ●自動排泄処理装置の交換可能部品
- ●排泄予測支援機器
- ●入浴補助用具
- ●簡易浴槽
- ●移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
●固定用スロープ　●歩行器（歩行車を除く）　●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に購入費が支給されます。

※P12を参照ください。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費の支給

要支援１・２の人　介護予防住宅改修費支給

要介護 1～5 の人　住宅改修費支給

要介護状態区分にかかわらず、20万円（支給額は18万円※）を上限額とします。

※利用者負担1割の場合

対象となる住宅改修

- ●廊下や階段、浴室等への手すりの取り付け
- ●段差解消のためのスロープ設置
- ●引き戸等への扉の取り替え
- ●滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更
- ●和式から洋式への便器の取り替え

などの小規模な改修

※要介護認定の有効期間内に施工した分について支給が受けられます。
※入院・入所中は支給されません。
※転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上あがった場合は、新たに20万円の支給限度額が利用できます。

事前の申請が必要です　住宅改修費支給の手続きには、償還払いと受領委任払いの2つの方法があります。

償還払いとは

工事前に平塚市から承認を受けて工事を行い、工事が終わったら利用者はその費用の全額をいったん施工業者に支払った後、平塚市に支給申請をして9割※相当額の支払いを受けます。

※利用者負担1割の場合

●手続きの流れ

1. ケアマネジャーなどに相談
2. 施工業者の選択、見積り依頼
3. 平塚市へ事前承認申請
4. 平塚市から工事確認書を送付
5. 工事の施工
6. 工事代金の支払い（全額）
7. 平塚市への支給申請
8. 住宅改修費の支給（9割相当額※）（平塚市→本人）

※利用者負担1割の場合

申請に必要な書類

施工前の事前申請に必要なもの

❶住宅改修費支給申請書
❷住宅改修が必要な理由書
　ケアマネジャー等に記載を依頼します
❸工事費見積書
　介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
❹住宅改修箇所見取り図
❺着工前の状態を確認できる書類
　改修前の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）
❻住宅の所有者の承諾書
　住宅の所有者が本人、同居の家族以外のときは、所有者の承諾書が必要です

※事前申請時に提出していただいた書類は、確認書とともに本人にお返しします。

施工後の支給申請に必要なもの

❶住宅改修費支給申請書
❷住宅改修が必要な理由書
❸工事費見積書
❹住宅改修箇所見取り図
❺着工前の状態を確認できる書類
❻着工後の状態を確認できる書類
　改修後の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）
❼住宅の所有者の承諾書
❽領収書（原本）　工事費の全額が記載されたもの

住宅改修 注意項目チェック！

□あなたの心身の状況や家屋の状態、日常生活の動線などを考慮に入れていますか？
□あなたの心身の状況などをよく知る医師や理学療法士等にアドバイスを受けていますか？
□福祉用具の利用なども含め、自立を支え、安全に快適な生活をおくるために、何が最も適切か十分に検討しましたか？
□施工業者は高齢者の住宅改修に実績がありますか？
□改修の内容は介護保険の給付対象となっていますか？
□施工業者はあなたの希望や疑問に丁寧に対応してくれますか？
□改修後に生活するうえでの留意点等について説明してくれましたか？
□改修後も何か不具合等があれば素早く対応してくれますか？（アフターサービスがしっかりしていますか？）
□改修後の住宅はより快適で住みやすくなりましたか？

受領委任払いとは（平塚市独自の制度）

工事前に平塚市から承認を受けて工事を行い、工事が終わったら利用者は1割※相当額を施工業者に支払います。残りの9割※相当額は、平塚市が直接施工業者に支払います。

※利用者負担1割の場合

●手続きの流れ

1. ケアマネジャーなどに相談
2. 施工業者の選択、見積り依頼
   ↑市に住宅改修費受領委任払承諾書を提出した登録事業者から選んでください。
3. 受領委任の事前承認申請
4. 受領委任適用決定通知の受領（平塚市→施工業者）
5. 工事の施工
6. 工事代金の支払い（1割※相当額）
7. 平塚市への支給申請
8. 施工業者へ住宅改修費の支給（9割※相当額）（平塚市→施工業者）

※利用者負担1割の場合

申請に必要な書類

施工前の事前申請に必要なもの

❶住宅改修費受領委任状
❷住宅改修が必要な理由書
❸工事費見積書
❹住宅改修箇所見取り図
❺着工前の状態を確認できる書類
　改修前の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）
❻住宅の所有者の承諾書
　住宅の所有者が本人、同居の家族以外のときは、所有者の承諾書が必要です

施工後の支給申請に必要なもの

❶住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
❷領収書（原本）
　介護保険適用分とその他の費用の合計額が記載されたもの
❸完成後の状態を確認できる書類
　改修後の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）

(注)事前承認後、工事内容等に変更があった場合は、再度必要書類を提出する必要があります。

施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP14をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人　介護老人福祉施設

■サービス費用のめやす（1日につき）
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1～5▶8,000円～10,000円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

住所地特例が適用されます

住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

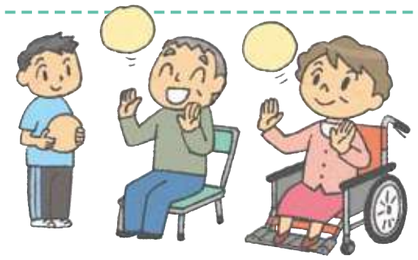

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人　介護老人保健施設

■サービス費用のめやす（1日につき）
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1～5▶9,000円～11,000円

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

要介護1～5の人　介護医療院

■サービス費用のめやす（1日につき）
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1～5▶9,000円～15,000円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住所地の市区町村のサービスのみ利用できます。

●認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）
ユニット数2の場合

要支援2～要介護5▶8,000円～9,000円

※別途、食費、居住費などが利用者負担になります。

●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

■サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満の場合　※送迎を含む

要介護1～5▶8,000円～14,000円

認知症対応型通所介護

認知症の人に特化した通所介護で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす
単独型・7時間以上8時間未満の場合　※送迎を含む

要支援1～要介護5▶10,000円～16,000円

●通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす（1か月につき）

要支援1～要介護5▶37,000円～288,000円

●小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の介護老人福祉施設です。居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1～5▶8,000円～11,000円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

■サービス費用のめやす（1か月につき）

要介護1～5▶132,000円～332,000円

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

■サービス費用のめやす（1か月につき）
訪問看護を利用する場合

要介護1～5▶86,000円～303,000円

●小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29人以下の施設です。施設において入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）

要介護1～5▶6,000円～9,000円

●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

■サービス費用のめやす

基本夜間対応型訪問介護費	11,000円／月
定期巡回サービス	4,000円／回
随時訪問サービス（Ⅰ）	7,000円／回

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を切れ目なく提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。

訪問介護や通所介護、短期入所生活介護などのほか、地域密着型サービスの整備を強化します。

地域のかかりつけ医を中心とした24時間体制の在宅医療、訪問看護などの環境を整備し、介護や福祉分野との連携も充実させていきます。

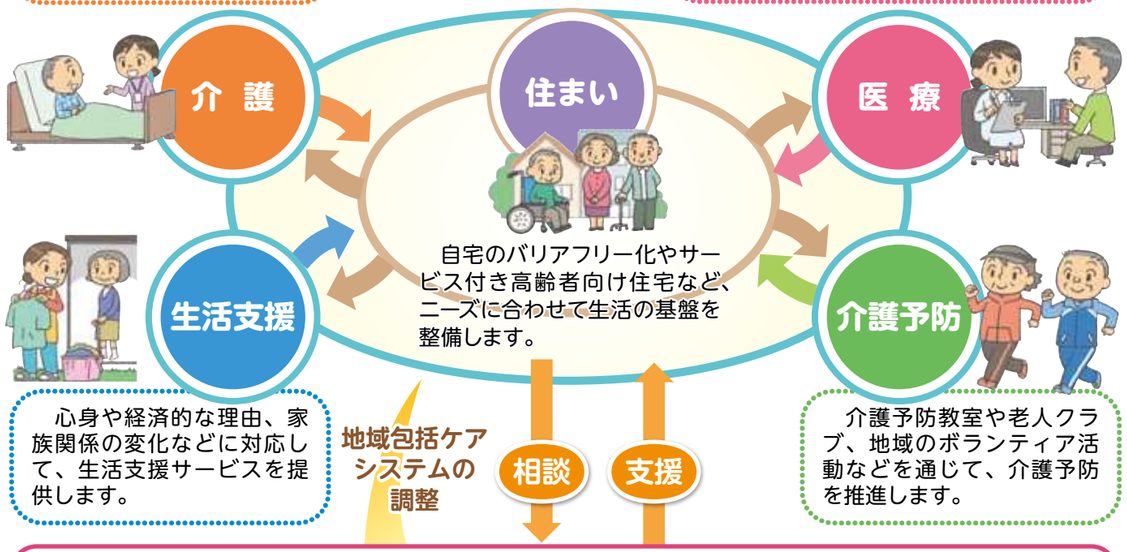

心身や経済的な理由、家族関係の変化などに対応して、生活支援サービスを提供します。

介護予防教室や老人クラブ、地域のボランティア活動などを通じて、介護予防を推進します。

高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）とは?

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、平塚市が主体となり平成18年度から「地域包括支援センター」を設置しています。平成22年6月から「高齢者よろず相談センター」と呼称をつけ、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われています。また、公正・中立性の確保等のために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

※認知症の人やその家族の支援をする認知症地域支援推進員は、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが兼務している場合もあります。

地域包括支援センターが行うおもな事業

■地域の高齢者への総合的な支援

●介護予防ケアマネジメント	介護予防の対象者に介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。
●総合相談・支援	介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。
●権利擁護、虐待早期発見・防止	高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。
●地域のケアマネジャーなどの支援	ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

地域包括支援センター運営協議会
行政機関、医療機関、利用者・被保険者、地域住民、民生委員、地域の関係団体　など

健康長寿チャレンジひらつか
（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内
～住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように～

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）を利用して健康チャレンジ（介護予防）に取り組みましょう！

総合事業の目的

2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者の人口がピークを迎える中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを**地域全体で支える**ことを目的として、平成27年4月の介護保険法の改正により要支援1・2の方々等の一部の支援・サービスが総合事業として市の事業に位置づけられました。

総合事業の種類

総合事業は、基本チェックリストにより、事業対象者と判定された方や要支援認定を受けた方が対象となる『介護予防・生活支援サービス事業』と65歳以上のすべての方が利用できる『一般介護予防事業』で構成され、高齢者の方の日常生活の自立や介護予防について、支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象に、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスを提供します。
また、これに加え、ボランティアによる支援など、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供します。

一般介護予防事業

65歳以上の人を対象に、健康教室・健康相談の開催。
地域住民等が開催するサロン等を支援していきます。

総合事業を利用して地域で共に考え、共に支え合い、自立して生活していきましょう

総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が実施する介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても一人ひとりの生活に合わせた介護予防事業を利用できます。地域で自分らしく暮らし続けていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

利用者の区分

平成28年1月からサービス利用の区分が要介護1～5、要支援1・2に加えて「事業対象者」が増えました。事業対象者は基本チェックリスト（*）に該当した方です。総合事業は、高齢者よろず相談センター等で総合事業の利用が適当と判断される事で利用が可能です。また、総合事業以外の介護保険サービスの必要性が生じた場合は、介護認定申請が必要です。

利用までの流れ

1 申請
高齢者よろず相談センターで本人（原則）が申請し、基本チェックリストを実施します（介護保険被保険者証を必ずお持ちください）。申請に来られる際は事前にご連絡ください。
（*）基本チェックリストとは
高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された国が定めた25項目の質問票です。面談等で実施します。

2 判定
原則、その場で基本チェックリストの判定を行います。
該当した方は、事業対象者となり（3）介護予防ケアマネジメントの作成を実施します。該当しなかった方は一般介護予防事業をご案内します。

3 介護予防ケアマネジメントの実施
総合事業の利用がふさわしい方は高齢者よろず相談センターの職員が本人と相談し、心身の状況などに応じた支援計画（ケアプラン）を作成し、利用するサービスを決定します。

4 サービスの利用開始
高齢者よろず相談センターが、サービス提供事業者等に連絡後、サービスが利用できます。
また、支援計画（ケアプラン）は定期的に見直します。

■自宅で利用するサービス

事業対象者の人
要支援1・2の人

訪問型サービス

●従前の訪問介護相当サービス 事業対象者の人、要支援1・2の人

ホームヘルパー等に訪問してもらい、日常生活での様々な介護や生活上の支援などを受けます。

サービスの内容	利用者負担額（1割額）（1か月につき）	
★調理・掃除・洗濯等の日常生活上の支援（生活援助） ★食事・入浴・排泄等の介護（身体介護）	週1回程度	1,259円／月
	週2回程度	2,514円／月
	週2回程度超（事業対象者・要支援2）	3,988円／月

●訪問型サービスA（指定型・委託型） 事業対象者の人、要支援１・２の人（比較的軽度な人）

市の実施する研修を修了した人等に訪問してもらい、日常生活での調理・掃除・洗濯等の日常生活上の支援（生活援助）などを受けます。（指定型はヘルパー事業所、委託型は生きがい事業団が実施）

サービスの内容	利用者負担額（1割額）（1か月につき）	
指定型 ★調理・掃除・洗濯等の日常生活上の支援（生活援助）	週1回程度	1,133円／月
	週2回程度	2,262円／月
	週2回程度超（事業対象者・要支援2）	3,589円／月

※事業対象者・要支援１、要支援２の人で利用できる回数に制限があります。　※委託型は自己負担はありません。

●訪問型サービスB 事業対象者、要支援1・2の人

ボランティア団体による日常生活上の支援（生活援助）を受けます。

■日帰りで施設に通い、利用するサービス

通所型サービス

●従前の通所介護相当サービス 事業対象者の人、要支援1・2の人

通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、食事・入浴の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション等を日帰りで利用できます。

区　分	利用者負担額（1割額）（1か月につき）
事業対象者・要支援1	1,879円／月
事業対象者・要支援2	3,784円／月

※この他にも、利用者負担のないサービスや、65歳以上であればどなたでも利用できるメニューがあります。詳細は高齢者よろず相談センターへお問合せください。

平塚市の高齢者よろず相談センターマップ

（地域包括支援センター）

令和6年4月1日現在

おおすみ
城島（大島・小鍋島・下島・城所）
岡崎（岡崎・ふじみ野）

とよだ
金田（寺田縄・入野・長持・飯島・中原下宿）
豊田（豊田平等寺・南豊田・東豊田・豊田打間木・豊田小嶺・豊田宮下・豊田本郷・北豊田）

ごてん
中原（御殿・中原1丁目、2丁目、3丁目20～26番）
南原（南原）

ひらつかにし〈金目窓口〉
金目（広川・千須谷・片岡・南金目・北金目・真田）

あさひきた
旭北（日向岡・公所・河内・纏・徳延・根坂間）

ひらつかにし〈土沢窓口〉
土沢（土屋・上吉沢・下吉沢・めぐみが丘）

あさひみなみ
旭南（出縄・万田・高根・山下・高村）

ふじみ
富士見（桜ケ丘・上平塚・達上ケ丘・諏訪町・中里・富士見町・豊原町・平塚）

サンレジデンス湘南
田村（田村）
横内（横内）
大神（吉際・大神）

まつがおか
松が丘（東中原・新町・大原・中原3丁目1～19番）

倉田会
四之宮（四之宮）
八幡（西八幡・東八幡）
真土（東真土・西真土）

ゆりのき
崇善（立野町・見附町・錦町・浅間町・紅谷町・明石町・宮松町・宮の前・宝町・追分）
松原（老松町・八千代町・天沼・堤町・中堂・榎木町・馬入本町・馬入・長瀞・須賀）

みなと
港（高浜台・夕陽ケ丘・千石河岸・札場町・幸町・代官町・久領堤）

富士白苑
なでしこ（唐ケ原・撫子原・黒部丘（10～30番）・花水台・虹ケ浜（13～24番））
花水（桃浜町・龍城ケ丘・八重咲町・松風町・黒部丘（1～9番）・袖ケ浜・虹ケ浜（1～12番）・菫平）

※地図はイメージのため縮尺などは実際と異なります。

平塚市高齢者よろず相談センター

名　称	住　所	電話番号（FAX番号）
あさひきた	根坂間218-7	☎30-3611（30-3622）
あさひみなみ	高村203 13-104	☎31-4932（31-4954）
おおすみ	岡崎6130	☎51-6433（51-6435）
倉田会	東真土4-4-31	☎53-1930（53-1925）
ごてん	御殿2-17-42	☎31-6957（34-9276）
サンレジデンス湘南	田村2-11-5	☎54-7009（54-7026）
とよだ	南豊田85-1	☎36-2501（36-6151）
ひらつかにし	〈金目窓口〉北金目2-36-14	☎59-5544（73-5998）
	〈土沢窓口〉土屋2198-7	☎73-5848（58-6918）
富士白苑	唐ケ原1	☎61-5050（61-2210）
ふじみ	中里11-17　SSビル1階	☎30-5010（30-5011）
まつがおか	東中原2-2-59	☎35-4465（35-8865）
みなと	夕陽ケ丘55-14	☎73-5422（73-5423）
ゆりのき	立野町31-20	☎33-2334（35-6038）

ひらのすけ

広告欄

●広告内容については掲載事業者へ直接お問い合わせください。平塚市が広告の内容を保証しているものではありません。平塚市は、広告で得た収入を事業の実施に役立てています。

お問い合わせ先

介護保険に関すること
平塚市役所 介護保険課
☎0463-21-8790／FAX0463-21-9742

高齢者の介護予防に関すること
平塚市役所 地域包括ケア推進課
☎0463-20-8217／FAX0463-21-9742

介護サービスに関する情報は
ひらつか地域介護システム会議
https://www.hiranosuke.jp

平塚市役所 ホームページアドレス　http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

［令和6年6月発行］

禁無断転載©東京法規出版